○財務省・総務省・厚生労働省・経済産業省・内閣府告示第二号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十七号）の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示を次のように定め、同法の施行の日（平成二十六年十月十四日）から施行する。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　小渕　優子

株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示

株式会社地域経済活性化支援機構支援基準（平成二十一年経済産業省・財務省・総務省・厚生労働省・告示第一号）の一部を次のように改正する。

前文中「による事業再生」の下に「又は債務整理」を加え、「並びに買取決定」を「及び当該決定に係る買取決定、特定支援決定及び当該決定に係る買取決定」に、「及び特定経営管理決定」を「、特定組合出資決定並びに特定経営管理決定」に改め、「、機構が再生支援決定」の下に「、特定支援決定」を、「、再生支援」の下に「、特定支援」を加える。

Ⅱ中「買取決定基準」を「再生支援決定に係る買取決定基準」に改める。

Ⅵを Ⅸとし、Ⅴを Ⅵとし、Ⅶの次に次のように加える。

Ⅶ．特定組合出資決定基準

機構は、次の１．から６．までの全てを満たす場合でなければ、特定組合出資決定をしてはならない。

１．地域の経済金融情勢等に照らし、機構が特定組合出資をしなければ、事業再生支援や地域経済活性化支援を目的とする特定組合に、地域経済の活性化に資する資金供給を行うために十分な資金が集まらないと見込まれることその他の機構が特定組合出資をする必要があると認められる事情があること。

２．機構のほかに一又は二以上の民間事業者が有限責任組合員として出資していること又は出資する見込みがあること。

３．対象特定組合に対する民間事業者による出資の額の見込みに照らし、機構が行おうとする当該対象特定組合に対する出資の額が、当該対象特定組合が行う地域経済の活性化に資する資金供給のために必要と認められる金額の範囲内において行われ、かつ、原則として、一組合への出資限度額は、出資約束金額総額の二分の一以下であること。

４．特定組合出資の申込みをした特定組合の無限責任組合員に関し次の⑴から⑶までの全てを満たすこと。

⑴　地域経済の活性化に資する資金供給に関する専門的な知識及び経験を有する者が確保される見込みがあることその他の当該対象特定組合の業務の適切な運営を確保するために必要な人的体制が整備される見込みがあること。

⑵　無限責任組合員としての業務執行に携わった実績を有する者がいることその他の無限責任組合員の業務の適切な運営が確保される見込みがあること。

⑶　当該対象特定組合の業務の適切な運営を図ることができる健全な財務内容等が見込まれること。

５．対象特定組合に係る投資事業有限責任組合契約において、無限責任組合員による業務執行について、利益相反の防止、当該対象特定組合の財務内容等の経営状況に係る有限責任組合員への定期的な報告その他の適切性を確保する手続又は体制が定められていること。

６．機構の財務の状況に照らし、機構が特定組合出資をしたとしても当該特定組合出資以外の機構の業務の適切な運営に支障を来すおそれがないと認められること。

Ⅳを Ⅶとする。

Ⅲ１中「貸付」を削り、Ⅲ４中「除外法人」を「特定除外法人」に改め、Ⅲを Ⅴとする。

Ⅱの次に次のように加える。

Ⅲ．特定支援決定基準

機構は、特定支援の申込みがあったときに、当該申込みが次の１．から５．までの全てを満たす場合でなければ、特定支援決定をしてはならない。

１．申込事業者が、過大な債務を負っており、既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること（事業者が法人の場合は債務超過である場合又は近い将来において債務超過となることが確実と見込まれる場合を含む。）。

２．申込事業者の代表者等（当該事業者の債務の保証をしている者に限る。）が、金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務（代表者等の債務にあっては、当該事業者の債務の保証に係るものに限る。）の整理を行おうとする場合であること。

３．申込事業者及びその代表者等の債務の整理について、次の⑴から⑹までの全ての要件を満たすこと。

⑴　申込事業者及びその代表者等が弁済について誠実であり、関係金融機関等及び機構に対してそれぞれの財産状況（負債の状況を含む。）に関して、適時に、かつ、適切な開示を行っていること。

⑵　申込事業者の主たる債務及び代表者等の保証債務について、破産手続による場合の配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、関係金融機関等にとっても経済的な合理性が期待できること。

⑶　代表者等に破産法（平成16年法律第75号）第252条第１項各号（第10号を除く。）に掲げる事由が生じておらず、又はそのおそれもないこと。

⑷　代表者等の弁済計画が、次の①から⑤までの全ての事項が記載された内容であること。

①　債務の整理を行うことによって、新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与する見込み（新たな事業の創出、事業の再生又は他の事業者の経営に参加若しくは当該事業者に雇用され当該事業者の成長発展等に寄与すること等の見込みをいう。）。

②　財産の状況

③　保証債務の弁済計画（原則として、特定支援決定が行われると見込まれる日から５年以内に保証債務の弁済を終えるものに限る。）

④　資産の換価及び処分の方針

⑤　関係金融機関等に対して要請する保証債務の減免、期限の猶予その他の権利変更の内容

⑸　申込事業者の弁済計画が、次の①から④までの全ての事項が記載された内容であること。

①　財産の状況

②　主たる債務の弁済計画（原則として、特定支援決定が行われると見込まれる日から５年以内に債務の弁済を終えるものに限る。）

③　資産の換価及び処分の方針

④　関係金融機関等に対して要請する債務の減免、期限の猶予その他の権利変更の内容

⑹　申込事業者の弁済計画が、将来の収益による弁済により事業再生を図ろうとするものである場合には、Ⅰ．において定める事業再生の見込みの要件に準ずる要件を持つ私的整理手続（機構の再生支援手続と同等の利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与するものに限る。）(注)による事業再生の見込みが弁済計画において確認されること。

なお、事業者が、機構に、事業再生計画の実施を通じた事業再生の支援を求める場合は、法第25条に定める再生支援手続によるものとする。

(注)　中小企業再生支援協議会による再生支援、事業再生ＡＤＲ、私的整理ガイドライン、特定調停等をいう。